令和3年度宮崎県教育研究連合会第2回スケール・マネジメント研修 「次代の管理職に期待すること」 ~ともに学び、考え、挑戦し続ける教職員へ~





令和3年7月31日(土) 高鍋町立高鍋東中学校 小嶋 雅史

今日の話の流れ・・・

- 1 校長としての実践
- 2 なぜ、学び続けるのか
- 3 管理職として必要と思うこと





令和3年度 高鍋町立高鍋東中学校 学校経営の基本構想

[経営の基調]

本校は、宮崎県及び高鍋町の教育基本方針に基づき、町内学校と連携し、地域の学校と して、地域に根ざし、地域とともに歩む「気品と風格のある学校」づくりを基調に、「文武両 道」を教育の精神とした中学校の教育活動を行う。

また、「明倫」の精神に培われた「歴史と文教の城下町たかなべ」を継承し、石井十次先 生の人間愛の精神を学び、高鍋の素晴らしい伝統・文化・教育資源を生かして、ふるさと高 鍋を愛し、これからの社会を「生き抜く力」や人としての「確かな力」をもち、夢や希望を抱い て、将来の高鍋や社会に貢献する気概をもった、心豊かでたくましい生徒の育成を目指す。



<高鍋町 教育理念>

心豊かな人が育つまちづくり

- ・次代を担う気概のある子どもを育てるまち
- ・生きがいを持って学び、やる気を生かせるまち
- ・歴史と伝統・文化を生かしたまち

学校の教育目標

自立の精神に燃え、広く敬愛する心をもち、たくましい創造力を発揮する生徒の育成

くめざす学校像>

- ○笑顔と活気にあふれた学校 ○歴史と伝統を重んじる学校
- ○地域に根ざした学校

くめざす生徒像>

- (ひ) 人を思いやり、ふるさとを愛する生徒
- (が) がまん強く、学び続ける生徒
- (し) しなやかさをもち心身を鍛える生徒

<めざす教職員像>

- ○ともに学び、考え、挑戦し続ける教職員 生徒と夢を語り、確かな力をつける教職員 生徒の心をつかみ、気づき、動き、見届ける教職員
- は徒の手本となり、尊敬される教職員

校訓

(自立)

〔敬爱〕

〔創造〕

豊かな心と

品性を高める

〇 基本的な生活習慣や規範 意識、社会的なマナー、エチ ケットを身に付けた生徒を育 成する。

- 〇 人権が尊重される社会を 築く敬愛の心をもった生徒を 育成する。
- 〇 自ら考え、主体的に行動し たくましい創造力を発揮する 自立の精神に燃えた生徒を育 成する。
- 〇 腰骨を立てた「正姿黙想」等 を通して、健康に生活するた めの気力や体力を身に付けさ せる。

魅力ある授業で 学力を高める

- 〇 学習指導の工夫・改善とき め細かな指導を通して分かる 授業を行い、基礎・基本の定 着と学力向上を図る。
- O ICT機器を積極的に活用し 個別最適な学びを創造する。
- 〇 キャリア教育を推進し、社 会的・職業的自立に向けて必 要な能力を身に付けさせる。
- 多様性の尊重や合理的配 慮の提供など、生徒一人一人 の実態やニーズに応じた特別 支援教育を推進する。

信頼される 学校をつくる

- 〇 生徒理解に努め、いじめ・ 不登校・問題行動の未然防止 早期対応等の積極的な生徒 指導を推進する。
- 〇 健康・安全・防災教育の推 進と食育の充実を図る。
- 〇 学校評価等を行い、学校だ より、ホームページなどによる 積極的な情報発信に努める。
- 〇 学校、家庭、地域が一体と なって取り組む教育を推進す

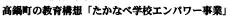
伝統を守り 発展させる

- 〇 「凡事徹底」の指導を通して 「正姿黙想」、「無言清掃」、 「目立て」の伝統活動の意義 を再認識し、活動を充実する。
- 〇 伝統活動などを通して、「新 明倫の教え」の定着を図る。
- 〇 地域の課題解決に参画す る意識や態度をもった生徒を 育成する。
- 〇 リーダーの育成に努め、
- 徒会活動の活性化を図る。

高鍋町教育大綱(目標とする高鍋町の将来像)

歴史と文教の城下町 たかなべ ~対話でつながる 豊かで美しいまちづくり~

- 1 教科・領域別部会の設置と方法・内容 研究の推進及び諸検査等の分析・考察
- 2 子どもの学びを充実させる教師の指導 カ向上のための学校支援訪問・指導力 向上アドバイザー等の取組
- 3 子ども一人一人を伸ばす特別支援教育 の充実
- 4 外国語教育の効果的な指導方法・指導 体制の開発・実践
- 5 小学校教科体育のサポート派遣事業
- 6 小学校における高鍋型一部教科担任制・ 少人数指導の研究
- 7 ふるさと高鍋を愛し、学ぶ意欲を高める 教育の充実
- 8 コミュニティ・スクールを核とした地域学校 協働活動の推進
- 9 福祉分野との連携によるトータルな「子育 て」の研究・実践
- 10 教師が安心して授業や子どもに向き合え るような環境づくり



令和3年度学校経営の考え方 治に居て乱を忘れず



令和3年4月 小嶋

- 1 教育の目的は、人格の完成であり、これからの時代に「人として」生き抜く力を生徒に身に付けさせたい。
- 2 生徒たちは誰しも「認められたい」、「学びたい」、「成長したい」と願っている。生徒の自尊感情を高め、己を信じられる自分をつくることに力を入れたい。
- 3 状況に応じた「元気なあいさつ」「授業中の正しい姿勢」「さわやかな歌声」「静と動のめりはり」といった「声」と「動き」から、学校の雰囲気をさらに高めたい。
- 4 地域に支えられている学校であり、地域とともに歩む**笑顔と活気にあふれる学校**にしたい。

【ともに学び、考え、挑戦し続ける教職員として】(百の政策〈対策〉より、一人の教師、教育は人なり)

- ◎ 「学校」は、教師の教育的情熱によって支えられ、一人一人の教職員の資質と力量が問われている。
- ◎ 人として、社会人として、教職員として、人権感覚やバランス感覚をもちながら、生徒や保護者、そして地域の方々に誠意ある対応と責務を果たす覚悟が必要である。
- ◎ 誰かが何かをしてくれるのではない。自立した大人として、評論家ではなく、今、何ができるかを自ら考え、実践者として、本気で教育に当たることが必要である。
- 生徒、保護者、地域の方々から信頼があってこそ、教育効果があることを自覚する必要がある。
 - 生徒と夢を語り、確かな力をつける教職員
 - 生徒の心をつかみ、気づき、動き、見届ける教職員 見ようと思って意識しないと見えるものも見えないことを自覚するとともに、常に子どもの心をつかむ努力 や子どもの内面に気づく努力をするとともに、子どものために動き、働きかけた結果をしっかり見届ける努力をしてほしい。
 - 生徒の手本となり、尊敬される教職員 人は単なる「言葉」には従わないが、尊敬する人の行動と態度といった「姿」には従うものである。そのためにも、襟を正し、法令遵守は当然のこととして、手本となり、師弟同行、率先垂範してほしい。
 - 私たちから、笑顔で元気なあいさつをしよう。私たちから、時と場にふさわしい身なりをしよう。
 - 私たちから、研修に励み、学ぶ姿を示そう。私たちから、夢や希望を語ろう。
 - 私たちから、授業はもちろん行事や部活動等に燃えよう。
- ※ 一人の悩み、困りごとは、みんなの問題として対応するため、早めの報告・連絡・相談をしてほしいと思います。 そして、私たちにとって楽しくやりがいのある「チーム高鍋東中学校」を築きましょう。
- ※ 今、教職員として仕事ができるのは家族の支えのおかげです。家族孝行、親孝行をしてほしいと思います。そして、 自分自身の健康管理をしっかりお願いしたいと思います。

職員関係

令和3年7月8日(木) Team高鍋東中学校 日々の記録 (購れ 雨)

特記事項

・・今朝も暑い一日のスタートです。女子バレ一部の生徒たちは毎朝、大きな声であいさつ運動に頑張 ってくれています。車中の方にもあいさつしますので、中には車中から頭を下げてあいさつをされる方 もいます。その様子をみると生徒が順張ってくれて良かったな~と思います。日差しが強くなってきま した。私は日陰に入ってあいさつしたいな~と思うところです。

〇 職員朝礼

- 多くの連絡事項、共通理解項目がありました。本当にお疲れ様です!!
- 県校長会理事会中学校部会 ZOOM開催
- なかなか慣れないZOOMですが、今日私は、「話顕提供」ということで、「危機管理」について 発表をしました。冒頭、相手先に全く音声が伝わっておらず、慌てましたが、マイクのスイッチがオ フになっているだけでした。昨日も実は、視察訪問の教育委員の方々への説明** 電子黒板を使って 行ったのですが、違うスイッチを押してしまい、バタバタしてしまいました。.....先生に助けていた だきました。このように機械とともにある学校現場、まずは失敗し、慣れていくしかないのかなと思 カレースカナ . . 今日か年かりた

2

○ 昼休み

- ・ 校内を散歩するといろいろと生徒の様子が見えて面白いです。昼休みに電子黒板で、グール検索を している生徒がいました。昔の私であれば、「すぐ何をいじっているのか~」と叱責するところです が・・。普通にみんなが信頼してICTに触れている世界になれば・・と思います。夢??
- 〇 高鍋町から
 - 7月11日(日)から20日(火)まで「夏の交通安全県民総ぐるみ運動」期間です。

【運動の重点】(1)子供と高齢者の交通事故防止(2)脇見・ぼんやり・妨害運転等追放及び歩行者優先運転 の推進(3)全席シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の推進(4)飲酒運転の根絶(5)自転車の 安全で適正な利用及び自転車保険加入の推進 交通ルール・マナーを守りましょう!

〇 気にかスート

· 授

と思い

~OJT~ 内外教育から 教育は命響かすアート 大田堯東大名誉教授に聞く 親は教師はどうすればいいのか。

日本は「やらせ社会」だと思っている。子どもに対して「やらせる」「学ばせる」と、強いる言葉ばか り言う。「させる」言葉を取ったら教育の話はできないぐらいだ。だからこそ、親や教師は「やらせ社会」 ということを自覚しないといけない。彼ら自身も会社や学校から仕事をやらされていて、さらに子どもた ちにもさせている。まず、それをやめることが必要だ。

外国の学校では、子どもたちに「よく来てくれたね、サンキュー」とよく言っている。広島の僕の土地 を寄付して作られた「ほんごう子ども図書館」では、大人が「来てくれてありがとう」「また来てね」と 声を掛け、子どもたちは自由に本を取り出して楽しんでいる。さらに、上から下の意味が強い「読み聞か せ」ではなく「読み語り」という言葉を使っている。学校にもそんな楽しい雰囲気があるとよい。とにか く今の子どもは硬直しているから柔らかくしないと。

やらせ社会を克服するために、自分の仕事を好んでするようになる「就業社会」になるのが一番の理想。 「好きなことを仕事にしよう」というふうに学校教育は変わらないといけない。

だから、全国テストの点数で顕番を付けるのはやめなさいと言いたい。その子の過去や背景を全く知ら ないで、ただ現在の点数の順番にされてしまう。人間を物として見ている。一人一人の人間として関わっ てほしい。実際には難しいことだけれども、それが100歳になる人間の願望、遺書みたいなものです。 ~キャリアステージ応援プロジェクト~

- 身のまわりに起きたことを苦しいことを笑い話にしなさい。
- 子どもは、先生が好き。その先生の数える学問は好きになる。この逆はない。
- 虫の音、小鳥の歌が美しいのも、人間の心が美しいからである。
- 教育がイベント化していないか。本質を見極めることが大切。地に着いた、じっくりと、新鮮な感覚 で、取り組むことが大切。

職員関係

○ ICT機器を積極的に活用し、個別最適な学びを創造する必要がある。 [今年度の校内研究]

研究主題

「意欲的に教育活動に取り組み、確かな学力を身に付けた生徒の育成」 ~ I C T を活用した学習指導の工夫を通して~

本年度の主な取組

- * 教員もICT (タブレット等)の使用方法に慣れる。
- * 授業以外の場面で、ICT (タブレット等)の使用を検討し、 実践する。







飲酒運転、スピード違反、一時停止違反等を絶対になくし、 交通ルールを守り、交通安全に徹します!

パワハラ、セクハラなどのハラスメントはせず、やりがいのある

楽しく活気のある職場をつくります!

自分のため、大切な家族や仲間のために、

皆んなで声を掛け合い未然防止に努めます!

令和3年5月 職員一同



今日の話の流れ・・・

- 1 校長としての実践
- 2 なぜ、学び続けるのか
- 3 管理職として必要と思うこと



【質問】

・あなたはなぜ管理職になろうと思っているのですか。

・ 誰が教育(学校)を変えるのですか。

・生涯学習として何かされていますか。

教育再生実行会議第十一次提言中間報告(平成31年1月18日)より一部抜粋

1. 技術の進展に応じた教育の革新について

AIの急速な進化など技術革新が目覚ましく進展・普及し、Society5. Oという新しい時代が到来しつつあります。例えば、10年前に広く普及していなかったスマートフォンやタブレットは、現在生活する上でなくてはならないものとして定着しており、今の子供たちはこうした機器を身近なものとして育っています。また、技術革新が進むことにより、ロボット掃除機や自動運転などAIやIoTが生活の中で当たり前のものとして存在する社会となり、今の子供たちが活躍する頃の社会は、今のものと大きく異なっていると考えられます。技術は日進月歩であり、今の技術を前提とした議論にとどまるべきではありません。

••••• (途中省略)•••••

また、学校教育の成否は、その直接の担い手である教師に負うところが極めて大きく、教師の資質・能力の向上は重要な課題です。社会の変化や技術革新を受け、教師に求められる役割や資質・能力も変化しています。例えば、教師には教え導くだけでなく、一人一人の個別最適化された学びを支援する力が求められることが考えられます。これからの教師は、めまぐるしく変化し続ける社会に的確に対応するために絶えず学び続け、必要な資質・能力を着実に身に付けていかなければ、子供たちやその保護者、そして社会の信頼を得ることは難しくなるものと考えます。・・・・・・(以下省略)・・・・・・

学び続ける教師・・・・→ ともに学び、考え、挑戦し続ける教職員

○ 法的に研修を受けなければならない

知識・技能の更新や向上

教育基本法9条・・・自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み・・ 地方公務員法39条1・・・勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が・・ 教育公務員特例法21条・・・職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努め・・

○ 教職員としての本務である

「傳不習乎」(論語、学事)習わずを傳うるや よく身についていないことを他人に教えられるのか。教職員として、教職教養・ 人格、識見を身につけておくことは当然である。

※ 21世紀を生き抜くための力を育成するため、新たな学びに対応した指導力を身に付ける

○ 子どもや子どもを取り巻く状況が変化してきている

- ※ Society5. O ICT化など社会の急速な進展の中で人材育成像の変化
- ※ 学校現場の諸課題の高度化、複雑化 → アンテナを高く

○ 教育改革実現のため

教育基本法17条 → 教育振興基本計画(国、県、市町村) 教育大綱

- ※ GIGAスクール構想 新学習指導要領
- ※ 働き方改革・・これまで高い成果を挙げてきた学校教育を維持・向上させ、 持続可能なものとするには、働き方改革が急務

生涯一教師 大村はまさんのことばより…

「熱心と愛情、それだけでやれることは教育の世界にはない んです」

「子供がかわいいとか、よく育って欲しいとか、そんなことは大人みんなが思っていること。教師としては、人を育てる能力、教師の教師たる技術をもっていなければ困る」

「熱心、結構。いい人、当たり前。悪い人であったら、たまったものではない。なのに、教師の世界では、いい人ということがかなり幅を利かせている。他の社会では仕事の能力と切り離して、いい人をここまで尊重はしないのではないか。技術を忘れたただのいい人では困るのです」

未知 未経験



知識・技能の 更新や向上

今日の話の流れ・・・

- 1 校長としての実践
- 2 なぜ、学び続けるのか
- 3 管理職として必要と思うこと



社会の急激な変化

☆進化するAI ☆人口構成のひずみ ☆自然環境の変化 校長の仕事とは何か・・・。

魅力ある学校づくり

安全で安心、信頼される学校づくり

子供たちにとって、保護者にとって、地域にとって

学校において、笑顔で 目を輝かせる子供たちをつくりたい。

公教育の宿命

☆子どもの貧困問題☆ニーズの多様化☆家庭環境・生育歴

etc...

枝葉・・その他学校に求められる対応

幹・・子供たちの安全・安心、学力保障

《よい授業は、あらゆる生徒指導に勝る》

課題に対する管理職(校長)の対応

【例:保護者対応】

これまでの学校経営



「愛:情熱:信頼関係」に依存

これからの学校経営



法規に基づく学校運営・説明責任

情緒型

学校がすることなら・・・。
すべての子どものため・・。



かみ合わないベクトル

権利基底型

わが子が傷ついた。わが子の言い分は・・・。

どのような課題に対しても、 法的根拠を裏付けとした対応が求められる。 (スクール・コンプライアンス)

気になっていたこと

- 提出文書の間違い、報告書等のコピー&ペースト
- 〇 交通違反•事故
- 〇 健康面(特に管理職・・)
- 〇 生徒指導等の問題発生での管理職等の動き
- 〇 いじめ防止基本方針の適切な運用
- 〇 市町村教育委員会の思いを受け止めているか
- 〇 人事異動に関して
 - 人事異動方針の理解、指導
 - 加配の趣旨の理解
- 〇 特別支援教育に関しての人材育成

~OIT~ 過去の資料から「ミドルリーダーに対して」

○ 報告・連絡・相談を率先して行うこと。

- ・ 組織で大切なことは、管理職に対する情報提供をすること。 例えば、良い情報だけでなく、悪い情報も要領良く端的に報告する。そのためには、いろいろな 情報をキャッチするアンテナを高くしておくことが大事である。
- ・ 情報を管理職に提供し得ない学校は、学校としての機能を十分に発揮できない。 例えば、校長への情報がうまく通じていないと、最高責任者としての対応が遅れ、組織として学 校が対処できない。
- ・ 職員が、誰にまず情報を提供し、自分はどう動くべきか十分に把握しておくことが大切。 例えば、まず教頭に報告連絡をし、教頭とともに校長に具申する。また、校長に決断を下しても らう事項には、自分なりの案をもって臨み、校長が判断できやすい情報を提供する。
- ・ この情報提供が遅れて対応に誤ったり、問題が大きくなったりする場合が多い。

○ 指導力(リーダーシップ)を身につけること。

・ 職員に期待することは、教職経験で培われた子どもに対する指導の仕方や組織の動かし方を若い 教師に教えること。

例えば、教務主任は学校の要である。つまり、野球で言えば、校長が監督、教頭がコーチ、そして教務主任が選手の中でキャッチャーである。ゲームの流れが見え、選手に的確な指示をしなければ試合には勝てない。一年間の教育課程という流れが見え、若い先生方に的確な指導(子どもに対する指導の仕方や学級経営の在り方)をすることが、監督である校長の経営方針(試合の組立て)を容易にできる手立てである。

なお、指導力(リーダーシップ)とは、『平時はアフター・ユー』(お先にどうぞ) After You 平時においては、目上の人を敬い、若い後輩を助け、謙虚に相手の立場を尊重する。

『有時はフォロー・ミー』(我に続け)Follow Me 有時に際しては、常に先生方の先頭に立って大胆に行動を起こす。

・ よい授業の仕方、学級経営の仕方、児童生徒理解など日々の教育活動の中で積極的に指導すること。

危機管理

- 日頃から予防に心がけていなくてはいけない。
 - 連絡網の整備 日頃からの関係機関との連携や指導の記録が大切である。
- 組織の危機を招く要因は何か。
 - ①「たぶん、大丈夫だろう・・」(甘い認識)②「前からやっていることだから」③「見ざる、聞かざる、言わざる」(三猿主義)
- 危機を予防するには、知識よりも意識が大切だ。
 - ①「ちょっと変だな」「大丈夫かな」という意識 ②「誰かが見ている」「誰かに見られている」という意識 ③「自分を守るための危機管理」という意識
- 平時の危機管理の心得として、組織内のコミュニケーションが大切。
 - ①「性悪説」の視点をもつ ②「情報ブロック」に注意 ③おかしいことは気にせず異議 を唱える ④コンプライアンスは、「当たり前のこと」を「当たり前やる」こと ⑤コンプライアンス違反は、「法令違反」とうより「人道違反」である。
- 問題が発生した場合、最小限に押さえなければならない
 - ①命を最優先 ②本人・その他周囲の者を落ち着かせる ③正確な情報をつかみ対応策を考える ④現場の保存 ⑤保護者への対応 ⑥どのように対応したかを記録する ⑦教育委員会等へ報告し指導を受ける ⑧誠意をもって対応(初期の対応を誤らない) ⑨全職員、生徒へ報告 ⑩PTAへの対応 ⑪マスコミへの対応(窓口の整理 必要なとき堂々と) ⑫その日の内に保護者へ対応
- 〇 報告・連絡・相談 わずか1時間、1日のミス 一言が大切。迅速、丁寧、誠実、親切

危機管理「児童生徒に万が一、命に係る事案が発生した場合の初動等について」 県校長会児湯支会中学校部会

警察等から児童生徒の命に係る事故情報が入った場合の対応(当日「初動」として考えられる動き)

- ① 上司等への連絡(市町村教育委員会、PTA会長)状況により地域協力者、首長、議員
- ② 全職員の招集 職員会(対応組織の編成・役割分担指示)
- ③ 対応組織の編成・役割分担指示(各数名)内容
 - 病院へ、警察署へ、事故現場確認へ、該当児童生徒の家庭へ訪問
 - ・ 電話対応(本件に係る内容は、全て校長もしくは教頭に一本化)
 - 協力者依頼(スクールカウンセラー、PTA三役)
 - → 臨床心理士の緊急支援の必要性判断(市町村教委→教育事務所→人権同和教育課)
 - 該当児童生徒の情報整理 これまでの行動の記録(生活の記録、問題行動、いじめアンケート記録等含む)
 - → 事故報告書作成(記録を時系列で行う。)
 - ・ マスコミ対応回答書作成(該当児童生徒の学校での様子等)
 - 全校(児童・生徒)集会計画作成(ア黙祷 イ校長の話 ウ生徒指導主事の話 エSCの話)
 - 児童生徒、保護者向け文書等作成
 - 保護者説明会計画作成(ア黙祷 イPTA会長の話 ウ校長の話 エSCの話)、文書作成、想定問答等
 - ・ 職員会計画(事実の確認、今後の方向性、マスコミ対応等の共通理解)
 - ・ 児童生徒、教職員へのカウンセリング体制づくり
- ④ 情報収集(逐一、上司、市町村教育委員会、PTA会長へ連絡)
- ⑤ 職員への聞き取り調査 カウンセリング ※同時並行で進める
- ※ 二日目以降 児童生徒への教育相談や地域の方への対応、予想しない対応。また、初七日、月命日の対応。長期的には、運動会、体育大会や 卒業式での遺影や卒業証書等のことなど、当該学年が卒業するまでは続く。

その他、教職員のモチベーションをどう維持、高めていくか。どうフォローするか・・

児童生徒に寄り添うしっかりした時間の確保・・等の配慮が必要である。

※ 児童生徒の自死が疑われる場合は、文科省「子供の自殺が起きた時の背景調査」の基本調査を、また、学校事故で、児童生徒の命に関わる場合 や大きな怪我・入院を要する場合は、文科省「学校事故対応に関する指針」の基本調査に速やかに取りかかる。

⑥ 家庭訪問 (遺族との確認等)

- 遺族の気持ちを最優先しながら対応する。
- ※ 遺族から学校での様子やいじめやトラブルについて質問があった場合には、安易に否定せずアンケートや記録などを詳しく 確認している最中であるという説明に留める。
- 遺族との連絡をとり管理職と担任等が直接会って詳しい状況を確認する。
- 遺族と亡くなったという事実を学校の児童生徒たちに「いつ」「どのような表現」で伝えるかを確認する。
- → 転校、不慮の事故、突然死は偽りとなる。文科省は、「急に亡くなられた」という表現
- 聞き取りやアンケートについては、県教委の助言を得る。親しい友人等に聞く場合は、保護者の了解を得る必要がある。
- 該当児童生徒の机や荷物等の整理については、タイミングをみて保護者と相談の上行う。私物は学級担任が確保する。
- 保護者会のタイミングは通夜・葬儀のタイミングと関係があるため、遺族と十分に協議する。
- ※ 背景等調査は、発生後3日以内からスタートするようになっているが、保護者の意向に寄り添い、あわてずに丁寧に行うことが必要である。

「生徒の死亡事案発生時の対応(人権同和教育課)」を参考に作成

- 校長として、万が一の事態は起こしてはいけない。起こらないように不断のしっかりとした学校としての組織的な取組が必要である。 そのためにも、これらの初動体制づくりは、校長として心の引き出しにしっかり収めておかないといけないし、万が一の時は、すみや かに対応しなくてはいけない。初動が遅れたり、対応の誤りがあると、ボタンの掛け違い的に後々修復が困難になる。
- 万が一の事態が起こった場合は、該当児童生徒のことを一番に思い、遺族の気持ちを最優先しながら対応しなくてはならない。特に家庭への訪問は、この事態が落ち着くまで何度も繰り返し行わなければならない。
- 遺族と信頼関係をきずき、遺族の気持ちに添った対応をしなくてはいけないことを頭では理解するが、実際には容易ではないと思われる。自身の心身面の負担も膨大になるが、乗り越えねばならないことは校長としての責任であり当然である。(だからこそ、助け合う児湯支会がある。)
- 校長としてできること、またしなくてはならないことは、怯むことなく、しっかりと遺族と向き合い、自分の言葉や態度で思いを丁寧に 伝えていくことからではないか。

1 大切な初期対応

- ① 初動を大切に、言いたいことを全て聞く (無理難題ととらえるか、連携の第一歩にするのか・・)
 - ・途中で話の腰を折ったり、反論したりしない。全てを聞くことで幾分か不満やストレスが解消される。
 - 相づちを打つ程度の反応に留める。・感情的にならず、努めて穏やかに共感的に対応する。
 - ※ 先入観で相手を見たり、勝手に決めつけない。耳を傾け、その背景にある事情や心理を把握する。
- ② 複数で対応する
 - 話を聞く人、記録だけとり何も話さない人と事前に役割分担を決めておく。
 - ・ 全員が対面に座ることのないように座席にも配慮する。
- ③ 話し合いは記録する
 - 正当性や立証のためしつかりと客観的に事実関係を記録する。
 - 場合によってはICレコーダーも相手の許可をとり録音する。相手を静めさせる効果もある。
- ④ 言い分の中で、対応すべきことと対応すべきでないことを明確にする
 - はやくその場を修めようとして、無理なものに決して屈してはいけない。毅然と対応する。
 - 要求に応じられないことと、その理由を穏やかに毅然と伝える。
- ⑤ 謝罪すべきことがある場合は、その範囲を限定して謝罪する
 - ・ 謝罪すべきことであれば、範囲を明確に限定して、素直に謝罪する。全ての要求が認められたと勘 違いしてしまう可能性を防ぐ。(個人的なその場しのぎの不用意な発言、言い逃れはしない。)
 - ※ 心理的事実には、最初に謝罪。「そういう気持ちにさせてしまったことは申し訳ない。」
 - ※ 客観的事実には、きちんと調査。「事実関係については、調べてからお伝えします。」
- ⑥ 事実関係の調査、要求の正当性の検討は正確に
 - ・ 虚偽の報告や思い込みによる報告はしない。法的責任があるかどうか判断し、最後に教育的配慮を考慮して回答する。
 - ※ 経過だけでも、早めに解答する。慌てて解答することは禁物ですが、早いほど相手は安心します。
- ⑦ 迷わず、早期に専門家に相談する。
- ⑧ 保護者の対応があまりにも悪質な場合には、弁護士や警察署などの専門家の手に委ねる。
 - ※ 申し入れしてきたこととは別に、「犯罪になる可能性がある。」と説明することも必要です。

2 その後の組織的な対応(戦略的に対応する)

- ① 解決につながる仮説を立てる
 - 要望や苦情の趣旨、背景は何か。
 - 子供自身が望んでいる対応は何か。真に子供のためになる対応は何か。
 - 学校ができることとできないことは何か。
 - 事実の確認から見えた学校として取り組むことは何か。
 - その対応は、他の子供や保護者にも理解されるか。
- ② 仮説に基づき方針と内容を検討する。
 - 要望や苦情に因果関係はあるのか、ないのか。
 - 学校が対応できることなのか、できないことなのか。
 - 外部の専門機関に助言を依頼した方がよいことか。また、どのような機関に協力要請できるのか。
 - 学校はどういう事実に対して謝罪、改善すべきなのか。また、どう説明し、理解を求めていくか。
 - 毅然と断れることなのか。

3 誠意ある報告と具体的改善策の提示

- ① 時と場を共有しながら、向き合う
 - ・ 相手の都合も考え合わせ、話し合いの条件(時間、人、場所)を事前に確認する。
 - 相手に伝わるように誠意を示すことが大切です。
 - 調査の結果から改善策の方針、現状報告
 - 子供の人権を最優先に考えた対応策の確認
- ② 継続的なかかわりを徹底する
 - 話し合いが終わって解決したように見えても、子供の様子など、要望や苦情の原因になったことについては、継続して観察し、定期的に報告する。家庭での様子も聞きながら信頼関係を構築し続ける。

4 対応の不断の改善

- ① うまくいっている対応はそのまま続ける。うまくいっていない場合は、別の対応を考える。
 - 一つの対応に固執するあまり、不適切なかかわりを繰り返し、よけいに事態をこじらせる場合もある。
- ② 記録の蓄積と共有
 - ・ 個別の記録ファイルを作成するなどして、時系列で、いつ、だれが、どのような対応をしたのか等の 記録をとる。学校関係者が異動になっても、学校の対応の仕方に一貫性を保つ。

5 対応が困難な事例の場合

- ① 早い段階で外部の関係機関の担当者を含めた事例検討会の実施や心理や法律の専門家等から の助言を受ける。
- ② 関わり方の難しさ
 - 粘着質・執着心の強さ・・しつこさ、長期間にわたる頻繁な手紙やメール
 - ・ 要求の肥大化・変質・・一つの要求が通れば次の要求へ
 - 豊富な手段・・電話、ビラ配り、インターネットでの誹謗中傷
 - ・ 操作性・巻き込み・・文科省、教育委員会などへ
 - ・ 心の問題・・医学的な治療が優先されるなどの場合
- ③ 違法、不当な要求への対応
 - こちらの発言に責任をもつ意味でもしっかり記録する。録音も検討する。
 - ※ 了解なく録音すること自体は、法的には問題ない。
 - ※ 相手がビデオ撮影をした場合、撮影された側には肖像権があり、撮影した映像を断りなく他人に見せることは法に触れることになる。この点について相手に伝えておくことも必要です。

6 そもそも

- 学校や自分の行動を振り返る前に相手に問題があると考えていないか。単なるプライド?職業病?
 - ・「自分は悪くない」、「相手がおかしい」と考え、「上から目線」で対応すれば、単なる相談が、苦情に。
- 苦情対応を「面倒だ」と考えていないか。苦情そのものへの免疫がないから?
- 普段から、①関係事例を集め日常的にシミュレーションする②対応方針を職員に明確に示し、対応 後は、絶えず省察する③できることとできないことの線引きを明確にしておく

保護者等と接する心得10か条

- ① 相手をねぎらう
- ② 心理的事実には心から謝罪する
- ③ 話し合いの条件を確認する
- 4 相手の立場に立ってよく聞く
- ⑤ 話が行き詰まったら、状況を変える
- ⑥ 言い逃れをしない
- ⑦ 怒りのエネルギー源はどこから来るのか考える
- ⑧ 対応を常に見直し、同じ失敗を繰り返さない
- 9 できることとできないことを明確にする
- ① 向き合う気持ち、共に育てる視点をもつ

だからこそ、普段から学校は、

- ① 不信感のない学校であること
 - 適切に情報を発信したり、情報を開示する。
 - 地域や他の保護者との風通しをよくしておく。
- ② 家庭教育を尊重すること
 - 学校至上主義の考えや家庭教育の不行き届きを指摘しても、良好な関係はつくれない。
- ③ 保護者とのコミュニケーションを積極的に取り入れるシステムをつくること
 - 保護者会、個人面談は基本として、その他でも制度としての取組を工夫する。
- ④ 保護者や地域と学校は「子供をより良く育てるパートナー」であることを明確に伝える。
 - 一人で悩まない、一人で対応しない、一人で抱え込まない 誰かに相談する、組織で対応する
 - ※「保護者や地域からの要望等に関する教育委員会における取組」(文部科学省H22)を参考に対応する
 - ※「学校問題解決のための手引き」(東京都教委H22)を参考

私の仕事術・・

- ・・・教職生活17年目、教育行政18年・・思い起こせば、泣くような失敗も含め、様々なことを経験してきました・・・。
- 業務推進上、とりあえずやることは<mark>見通しをも</mark>つことだと思います。今日やるべきこと、この1か月でやること、半年、1年・・。自分の担当業務は何かをしっかり把握して見通しを持つことが大切だと思います。
- 依頼された仕事は、その日のうちに目処を付けることが大切だと思います。その日できることもあるでしょうし、半年間かけて作成していくものもあると思いますが、例えば、それに関するポンチ絵を大まかに作るとか、それに関するデータを名前保存しておくだけでも、次のステップに移る準備ができたと思います。その日のうちにできることをするということです。
- やらなければならない仕事は、必ず付箋に書き出すことです。当面、付箋は増えていくと思いますが・・完了すれば付箋を剥がしていく。剥がして減っていけば嬉しいものです・・。この癖をしっかりつけることは大切だと思います。
- 次の人のことを考えて仕事をすることです。次年度の担当の人が困るようでは、 人としていかがなものかと思います。いかにその年に素晴らしい仕事をしても、 次の担当者が、何だこれは・・と思うようではどうしようもありません。
- 与えられた仕事だけではなく、今、何をしたいのか。決めたら何が何でもやり 遂げる努力をすること。
- いい文章や言葉、新聞記事等があれば、常に記録しておき後々役立つように整理しておく。

みなさんも日頃からしていることだと思いますが、私はこの6つは大切だと思っています。仕事は、一つの仕事だけをしてそれが完結して次の仕事というわけにはいきません。同時にいくつも平行して業務を推進することは当然のことです。 大変でしょうが、職場で助けあい、声をかけあい、磨きあっていきましょう。

地域とともに歩む 突顔と活気あふれる学校

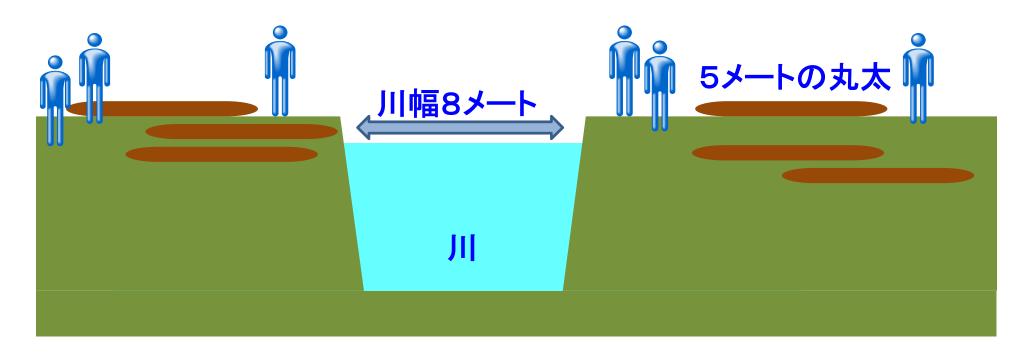
花は一瞬にして咲くのではない。 大地から芽から出て葉をつくり、 葉を繁らせ、成長して、つぼみをつくり 花を咲かせ、実をつくっていく。 花は一瞬にして咲くのではない。 坂村真民

問題です・・・ 答えを知っている方は秘密にしてください!

例えば、川幅8メートルの川に橋をかけることができるか?

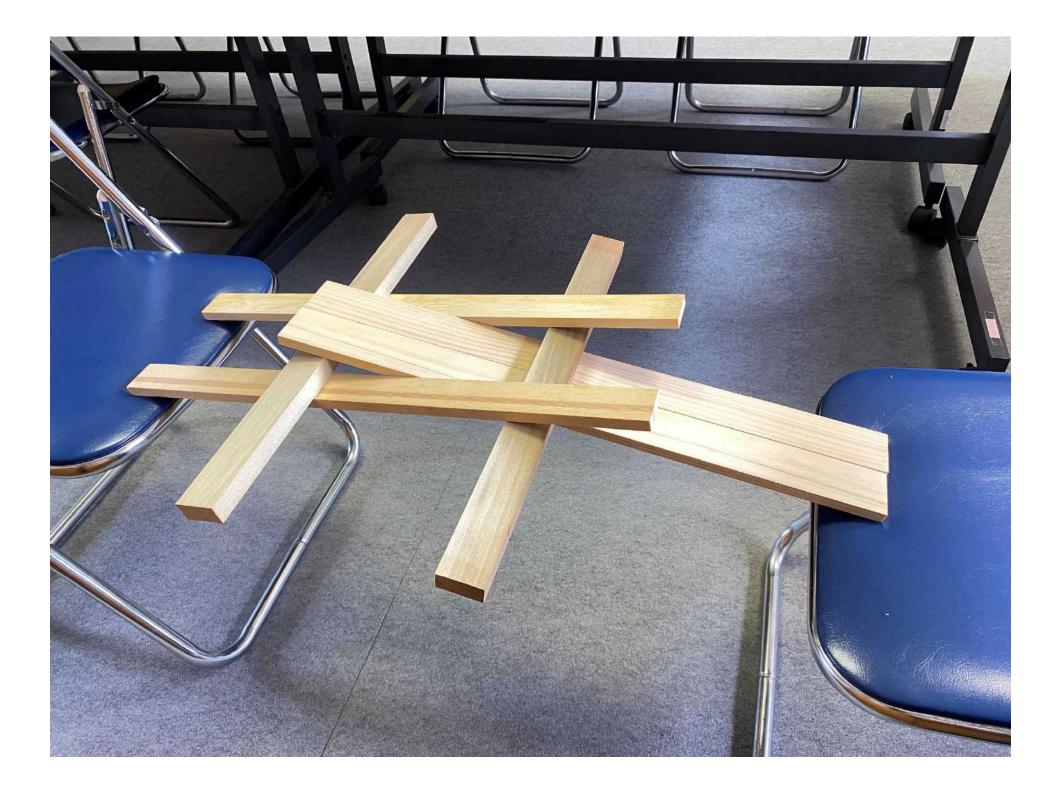
〈条件〉

- 1 丸太6本(各5メートル)しか使えない。
- 2 ひも、くぎも使えない、その他道具もない。









「正宗の名刀」と棒切れ

くやる気>の生徒指導 坂本昇一

○ 放課後、昇降口で2・3人の男の子と出会いました。棒切れを二本持っています。みると、 その棒切れは、ストーブの薪箱の中にあったものです。

「なんだい?」と聞くと、にやにや笑っていて答えません。大切そうににぎっている様子から、「脇差しだな」と直感しました。私は、とっさに、「よらば、切るぞ!」といってみたのです。 するとどうでしょう。左手でその棒を腰にかいこみ、右手は、つかとおぼしきあたりを、しっかりとにぎって、一歩さがって身がまえたのです。その形相のものすごさ。

私は、すんでのところで真っ二つになるところでした。「参った!」と申しますと、ゆっくり 右手をはなして、おだやかな笑顔になりました。あの棒は「正宗の名刀」だったのです。子 どもたちは、元気よく、名刀を大事に持って帰っていきました。

- よく、われわれ教師は、「子どもの気持ちに寄り添う」という。その場合、本当に寄り添っているのではなくて、教師自身が自分で「寄り添っている」と一方的に思っている場合が多い。
- ○「正宗の名刀」では、先生が子どもの気持ちにピタッリと寄り添っていることが、子どもの 態度、姿勢などからはっきりわかる。単なる棒切れ、それもストーブの薪箱の中にあるも の、それが、子どもにとっては、正宗の名刀である・・・

これがわかるセンスというか、教師の洞察力、知力を欠くと子どもは本当にあわれ・・。

○ 子どもの心に寄り添うとは、教師が自分の判断、自分の感じ方に立って子どもの行動を とらえることではなくて、**直接、子どもの判断、感じ方をとらえることである**。それには、自 分自身のそれを「無」にして、また、ある枠によって子どもを見ないようにして、「ありのまま に」子どもを見るよう努力する。・・そうすれば、「棒切れ」は「正宗の名刀」になる。

家出を繰り返す子供への対応

家出を繰り返す原因や背景については、さまざまなことが考えられる。学力不振・友人関係・家庭の中での悩み、親子関係、あるいは身体的な障害による場合など、いろいろなものが考えられる。これらの原因や背景を、まず把握し分析することが大切である。そのためには、教師から積極的に声をかけたり、日常的に個人面談を重ねるなどして根気強い指導を強化・継続しなければならない。「普段は目立たない子供だから」ということで決して放置しておくことは許されないのである。

1 問題行動の本質

家出をする子供の心理規制の面を大きく分類すると、次の3つがあげられる。

- ① 現在の自己の環境、主として学校や家庭を嫌い、逃避する型
- ② 趣味や遊興が広がったり、大人からの独立の要求が強まるなどある目的をもってその実現のために家出する型
- ③ 友だちなどに誘われ、同調して気まぐれについていく型 ①の場合、家出を繰り返すことが多い。②③は家庭、特に親に対する欲求不満や注意喚起、未知への憧れがあるものと考えられる。発見が遅れると自己抑制できない状態にある子供は、衝動的に非行を重ねる場合が多い。

2 普段配慮しておきたい点

- 子供一人一人に存在感を持たせる学級づくり 生徒理解を深めるための教育相談等の充実
- 学級における人権教育の充実

- 細かな子供観察
- ○SSWや児童相談所との連携

3 子供の出すサイン

- 複数での行動の場合
 - ・ 校内で仲間グループだけの内緒話が多くなる。・ 教師を避けたり、無視したりする。話の内容をはぐらかしたりする。
 - ・金銭の持ち出しがある。
- 単独での行動の場合
 - ふさぎ込んだり、急に明るくなったり、情緒が不安定になる。家庭内での親子関係が悪くなる(家庭から悩みが寄せられる)
 - 服装を気にしだす。

4 指導上の心構え

- 現場指導にあたることは、非常に少ない。従って、このような問題行動の兆候を見逃さないことが最も大切な指導である。
- 普段の生活の様子をしっかり把握し、些細な変化でもそれが感じられた時にすぐ教育相談を行い、問題行動の早期発見ができるように 心がける。

5 現場指導

- 保護者と協力して、早期発見に努める。必要に応じて、保護者と協議の上、警察への保護願いの提出を行う。
- 発見後は、本人の落ち着きを待って学級担任が中心になって事情を聴く。
- 家庭訪問をして、事後の家庭における指導を協議する。

6 事後指導

- 子供の生活の改善を願いながら、絶えず家庭と連絡を取り合い、連携指導を行うことが最も重要である。
- 保護者が指導に関心を示さなくなると、指導が成立しないことを忘れてはならない。そのためにもSSWとの連携が必要である。
- 繰り返す状況に応じて、犯罪等に関わることも懸念され、児童相談所と密に連携し、本人への生活改善等の指導を図る必要がある。

突発的なオーバードーズをした子供への対応

オーバードーズは大量服薬と表すとおり、薬の多量摂取をする自傷行為の一つである。オーバードーズをすると身体に深刻な問題を引き起こすのはもちろん、薬物中毒になったり、死に至ることもある。現実逃避や自殺企図、快感を得るためにオーバードーズに至ることがあるが、無意識に繰り返す人もいる。オーバードーズは、ショックやストレスから回避するための手段として癖になってしまい、記憶がなくなったり、身体に深刻な問題を引き起こしたり、止めなければいけないと分かっていながら繰り返す傾向がある。子供の場合は、リストカットをはじめとする自傷行為の一つであることを踏まえて、多くの薬を持ち歩いている様子があったり、必要以上の薬の服用がある場合は、なんらかのSOSと捉えて、カウンセリング等の対応が求められる。

1 理由

なぜオーバードーズをしなければならなくなったのか。必ず理由はある。それをしなければならないほど苦しい状況があるということ。 ストレスの緩和、孤独、寂しさ、自己処罰、自己破壊、自殺願望、怒り、愛情の確認、助けを求めるため、クライシスコール、相手をつなぎ止めるため等様々ですが、悲痛な心の叫びの表現であることには違いない。

「自傷行為」は、一般的にネガティブな気分を軽減する、人間関係のトラブルを解決する。ポジティブな気分になるといったことを期待して自分の体を意図的に傷つける行為である。リストカットや鉛筆の芯腕に刺す、たばこを皮膚に押し当てる、薬を過剰に飲む等、どれも死に至るレベルではないがが、周りからすると痛々しく見える。「自殺行動」の要因となる苦痛は、「もうなにをやってもだめだ」という絶望感や無力感から生じることが多い。そして、「この苦痛はいかなる方法でも回避することができないものだ」と考えてしまう。これに対して、「自傷行為」は、精神的につらい時期とそうでない時期を繰り返しており、つらいときに、一時的につらくないようにするための手段が「自傷行為」である。「自傷行為」は、必ずしも周囲の人へのアピールのために行われているとは言えない。一人でいるときに周りの人に気づかれないように注意して行われていることが少なくない。

「自傷行為」をするまで精神的に追い込まれる要因は、本人の性格的な問題や今までの経験、周囲の環境など複雑であるが、「自傷行為」の背景にある本人の心理として、周囲に悩みを打ち明けることが苦手で自分一人で抱え込んでしまったり、自己評価が低く自分が傷つくのは当たり前だと考えたりしていることもある。何とかしたいけれどもどうしようもなくて「一人で解決するため」にしているSOSだと理解することが妥当である。また、「自傷行為」は自殺の意図が含まれていない行為だとされる。しかし、ある程度繰り返した人の場合には、「消えてしまいたい」や「いなくなりたい」という自殺に繋がってしまう感情を抱くことも珍しくない。「自傷行為がエスカレートして自殺に発展するリスクも考慮すると、自傷行為を放置するのではなく、背後にある根本的な原因にアプローチし、本人が自傷行為をしなくてすむための適切な支援を行っていくことが重要である。

2 初期対応

治療は、まず病院にかかる。医療機関や保健所、精神保健福祉センター、カウンセラーなど専門家の援助が必要なことや相談したことははタイミングを計りながら本人に伝える。

自傷行為に気づいたら、無視するのではなくやさしく寄り添って声かけをするように心がける。このときに決して無理強いだけはしないように する。自分は味方であり、何とか助けになりたいということをしっかりと伝えるようにする。

3 事後対応

- 家庭訪問による個別面談 要因となった課題の解決 継続的なカウンセリングの実施 保護者・教師の支援体制
- 学校・学級における受け入れ体制の確立(冷静な受け止め、全体指導、親友等への慎重な指導、温かい人間関係の醸成)

4 人権同和教育課から

・ 速やかな連絡 ・ 保管しているアンケートを整理し記録する ・ 事故報告書の作成 ・ まず医療に相談(医療から 指示があった後にスクールカウンセラーにつなぐ。)

いじめ防止のためのアクションプラン

※滋賀県教育委員会作成を参考

いじめという行為を全教職員が正しく理解する。たった一人の教職員の不適切な理解が、いじめ行為の見過ごしや見逃しにもつながりかねない・・

1 未然防止

- (1)一人一人の子供が大切にされる、いじめのない学校づくりを推進する。
 - ① 「いじめ防止基本方針」をもとに、いじめや差別を絶対に許さないことを、日常の教育実践の基本とする。
 - ②「いじめを絶対に許さない。いじめられている人を守り通す。」ことを子供、保護者、地域に宣言する。
 - ③ 分かる授業、魅力ある授業に努め、授業を通じて子供の「自己存在感」「共感的な人間関係」「自己決定の力」を育む。
 - ④ 道徳教育を充実させ、生命を尊重し、「正義」や「思いやり」の気持ちを育む。
 - ⑤ 特別活動の中で、豊かな人間関係を育む力」を培う。
 - ⑥ 児童会、生徒会活動の中で、「いじめをしない、させない学校づくり」を宣言するなど、自主的な活動を支援していく。

(2)いじめの早期発見に努める。

- ① 「悩みや相談をしっかり聴く」ことを子供、保護者にしっかり伝え、体制づくりをする。
- ② 子供の些細な変化を見逃さないように休み時間、放課後等において、ふれあいに努める。
- ③ いじめが見過ごされないように、アンケートを子供には一月に1回、保護者には学期に1回は実施する。
- ④ 教育相談を定期的に、時間や場所、相談教師選べる等、子供目線に立って充実を図る。
- ⑤ 校内に「相談箱」や「メールボックス」を設置し、いつでも悩み相談ができるように工夫する。

(3)職員研修の充実と生徒指導・教育相談体制の強化に努める。

- ① 子供や保護者の思いや気持ちを十分に理解するための研修を積み上げる。
- ② 教師の抱え込みは法令違反であり、「報告」「連絡」「相談」を十分機能させ、速やかな方針決定とそれに基づく校内体制の強化を図る。
- ③ 教育委員会、SC、民生児童委員等関係機関との連携がいつでもとれるように、日頃から情報交換等を行う。
- ④ 「信頼される学校」を目指し、日頃からホームページや学校通信等で、いじめ問題への取組を分かりやすく発信する。

2 いじめの発見、解消

- (1)いじめの発見や訴えがあれば、直ちにいじめ対策委員会を実施する。
 - ① 校長の指揮の下、直ちに対策委員会を実施し、いつ、誰が、どのように事実確認するかの打ち合わせをする。
 - ② 速やかに事実関係の集約を行い、すぐに対応策を短期、中期、長期に分けて検討する。
 - ③ 対応策を全教職員が共通理解し、該当の子供やその保護者に説明し、理解と協力を求める。
 - ④ 状況に合わせて教育委員会やその他の関係機関に連絡をし、地域の協力も得ながらいじめ解消に向けた具体的な道筋を取り合う。

(2)いじめにあった子供を守りきる。

- ① 十分に話を聴き、「絶対に守っていく」ことを約束して安心感を与える。
- ②「必ず解決する」ことを本人及び保護者に具体的対策を示して納得してもらう。
- ③ 状況に応じて、SCによる対応を行う。
- ④ いじめ解消後も注意深く見守り、安心感を持たせながら支援を行う。
- (3)いじめた子供が深く反省し、二度といじめないための指導を行う。
 - ① 事実を確認した上で、いじめが卑しく恥ずべき行為であることに気づかせる。
 - ② 相手の辛く悔しい気持ちを理解させ、心からの謝罪が行えるよう導く。償いの気持ちが行動で現せるように指導する。
 - ③いじめの言動の背景にあるものをつかみ、その課題の解消を図る。保護者の理解のもとに、徹底した指導を行う。
 - ④ いじめ解消後も継続した見届けを行う。

(4) 傍観者にいじめをなくすための行動がとれるように指導する。

- ① 事実の確認を行い、いじめに直接荷担していなくてもいじめを容認したことになり、助けてやれなかったという事実を深く考えさせる。
- ② 自分の問題としてとらえ、今後、どうすべきかを深く考えさせる。
- ③ 学級会等を開き、それぞれの思いを発表させ、学級としてどうすべきかを練り上げさせる。
- ④ 決定したことを掲示するなど常に振り返りをさせたり、学級の取組を学年や全校に広げる。

(5)保護者への説明責任を果たし、協力を得る。

- ① 被害、加害の保護者には、必ず「事実の報告」を行い、「解決に向けた学校の取組」について、理解と協力を求める。
- ② 加害の子供とその保護者に来校を求め、「いじめは絶対に許されないこと」「いじめはしてはいけないこと」について、いじめられる側の思いに至るまで話し合う。
- ③ いじめの案件一つ一つの経過を把握し、いじめが解消されたと見られる場合も継続して状況把握に努める。
- ④ 対策委員会の判断のもと、学級・学年・全校単位での保護者会を状況に合わせて開催し、いじめの事実と学校の対応や取組について説明し、理解と協力を求める。

(6)地域ぐるみの取組を進める。

- ① 個人情報の保護には十分配慮し、地域や関係機関への説明・協力依頼を行う。
- ② あいさつ運動、見回り活動等、地域における青少年健全育成の取組に向けた働きかけを行う。

現状を見つめる

- ◆ 子どもたちが「自主的に考え」「自主的に決め」、「自主的に運営、 実践する」生徒会活動ができていますか。
- 生徒会活動の目的や意義を全校生徒に理解させるためにどのような方法 をとっていますか。
- 生徒会活動に必要な時間を十分に確保していますか。
- 会議の持ち方や話合いの仕方を身に付けていますか。
- 学級や学年と生徒会活動との連絡や調整は十分なされていますか。
- 活動内容など、常に新しい発想を取り入れ、活性化が図られるように工 夫されていますか。
- 思いつきではなく、準備段階で、じっくりと執行部と先生方との話し合いがなされ、内容がしっかりしたものになっていますか。
- 行事など活動終了後は、生徒会執行部として反省がなされ、それが記録として蓄積されていますか。
- 生徒会執行部に予算を任せる部分をつくっていますか。